

令和2年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月7日 午前10時10分		
	散 会	12月7日 午前11時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和 2 年第 4 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

令和 2 年 12 月 7 日（月曜日）

1. 開 会 午前 10 時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	決 議 第 7 号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説明・質疑 討論・採決
4		議長諸般の報告	
5		村長の行政報告	
6	議 案 第 50 号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議 案 第 51 号	今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について	説 明
8	議 案 第 52 号	物品購入契約について	説 明
9	議 案 第 53 号	令和 2 年度今帰仁村一般会計第 9 回補正予算について	説 明
10	議 案 第 54 号	令和 2 年度今帰仁村国民健康保険特別会計第 4 回補正予算につい て	説 明
11	議 案 第 55 号	令和 2 年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算につ いて	説 明
12	議 案 第 56 号	令和 2 年度今帰仁村水道事業会計第 2 号補正予算について	説 明
13	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明
14		現場踏査	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第4回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時10分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時11分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 座間味邦昭議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3. 「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、吉田清尊議員の退場を求めます。

(吉田清尊議員 退場)

○ 座間味 薫 議長 本件について、提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

決議第7号

令和2年12月7日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	島 袋 誠
賛成者	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	玉 城 みちよ
〃	與 那 勝 治
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

令和2年9月11日に招集された第3回定例会で、「国による性犯罪被害者の誰もが充実した支援を受けられるよう環境整備が進められている中で、住民にとって最も身近な存在であるべき議会議員が疑いをもたれること自体が問題である。本村議会は、吉田清尊議員に対してその後もこの件についての説明を求めているが、疑惑を晴らすための説明が果たされていない。」と、吉田清尊議員に対する辞職勧告決議を全会一致で再び可決した。

しかし、全議員が辞職を強く求めているにもかかわらず、いまだに辞職願が提出されていないことは誠に遺憾である。この決議は、吉田清尊議員から性的暴行を受けたとする女性から、事件以後の精神的・肉体的苦痛と今後の同様な被害拡大防止の観点から当該議員に対する厳しい対応を求めた嘆願書を受け、今帰仁村議会基本条例第16条の趣旨に基づき議会をはじめ多くの村民の声として今帰仁村議会が辞職を勧告したものである。

近年、性犯罪・性暴力被害は大きな社会問題となっており、種々の犯罪被害の中でも表面化しにくいもの、頻度が高くかつ精神的に過酷な被害であると指摘されている。住民にとって最も身近な存在として、犯罪被害者支援の中心的な役割を担い、充実した支援が行われるよう責務を果たすべき議員が疑いをもたれ、そのことについての説明を未だ果たさないことは断じて許されることではない。

よって、今帰仁村議会は、吉田清尊議員に対し、今回の行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての自らの責任を痛感し、速やかに議員辞職することを三度勧告する。

以上、決議する。

令和2年12月7日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま除斥されている吉田清尊議員から、地方自治法第117条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申入れがあります。この申入れに同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議」がありますので、起立によって採決します。

この吉田清尊議員の申出に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立少数」です。

したがって、吉田清尊議員の申出は不同意と決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決します。

この採決は起立によって行います。

「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については原案のとおり可決されました。

吉田清尊議員の入場を求めます。

(吉田清尊議員 入場)

○ 座間味 薫 議長 日程第4. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

10月 6日 令和2年度今帰仁村平和祈願祭に参列しました。

9日 北部広域市町村圏事務組合議会第55回臨時会が開催されました。

9日 第11回古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村第1回実行委員会が開催されました。

11日 運天トンネル・カジマヤー祝の式典と祝賀会に参加しました。

12日 沖縄県町村議会議長会定例総会が開催されました。

23日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が行われました。

29日 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が行われました。

11月 20日 久米島町議会活性化特別委員会研修会が行われました。

日程第5. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 議員の皆様、そして傍聴席の皆様、おはようございます。村長行政報告を行います。報告書がお手元に配付されておられるかと思えます。朗読は省略いたします。後ほどお目通しをいただき

たく存じます。以上です。

- 9月 3日 第1回公立北部医療センター整備協議会が開催されました。
- 18日 今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会実行委員会を開催しました。
- 23日 公立北部医療センター幹事会が開催されました。
- 30日 今帰仁村プレミアム付商品券の記者発表を行いました。
- 10月 1日 古宇利区にて海難慰霊祭が行われました。
- 〃 農業委員会臨時総会にて農業委員に任命書を農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。
- 2日 北部広域市町村圏事務組合第2回理事会が開催されました。
- 〃 北部市町村会が開催されました。
- 4日 村内各小学校の運動会が開催されました。
- 6日 令和2年度今帰仁村平和祈願祭を開催しました。
- 7日 令和2年度第2回沖縄県介護保険広域連合運営会議が開催されました。
- 9日 沖縄振興の政策ツールに関する意見調査・意見交換が行われました。
- 〃 第11回古宇利島マジックアワーRUN i n 今帰仁村第1回実行委員会を開催しました。
- 10日 認定こども園みらい運動会を開催しました。
- 11日 運天トンネル・カジマヤー祝の式典と祝賀会に参加しました。
- 13日 本部地区安全なまちづくり推進協議会「適正飲酒推進優良事業者認定証交付式」を行いました。
- 〃 第1回今帰仁村男女共同参画庁内推進会議を開催しました。
- 17日 今帰仁保育所運動会を開催しました。
- 17～18日 第8回本部地区少年健全育成軟式学童野球大会が開催されました。
- 22日 ツール・ド・おきなわ実行委員会臨時総会が開催されました。
- 〃 国民健康保険運営協議会を開催しました。
- 29日 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が行われました。
- 〃 令和2年度沖縄県農林水産部と北部市町村との行政懇談会が行われました。
- 〃 北部市町村会総会が開催されました。
- 〃 北部保健所との新型コロナウイルス軽症感染者の宿泊療養施設に関する意見交換会が開催されました。
- 30日 沖縄北部テーマパーク事業包括連携協定の締結を行いました。
- 11月 2日 令和3年度予算編成方針説明会を開催しました。
- 5日 第2回なきじん児童生徒文学賞授賞式を行いました。
- 6日 沖縄県高等学校駅伝競走大会が開催されました。
- 9日 北部12市町村長による北部振興事業に関する内閣府要請行動に参加しました。
- 11日 第2回今帰仁村男女共同参画庁内推進会議を開催しました。

- 11月 16日 第192回沖縄県町村会定期総会が開催されました。
- 〃 沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会が開催されました。
- 〃 謝花副知事との新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設に関する意見交換会が開催されました。
- 18日 やんばる産学官連携セミナー「本部港クルーズ船受入れに向けたセミナー」が開催されました。
- 〃 第2回沖縄県介護保険広域連合会幹事会が開催されました。
- 24日 沖縄振興特別措置法等の延長に向けた意見交換会（Web会議）に参加しました。
- 26日 第2回今帰仁村障害者福祉計画及び高齢者福祉計画策定委員会を開催しました。
- 27日 第11回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村「中止」の記者発表を行いました。
- 28日 令和2年度今帰仁村移住・定住促進事業講演会を開催しました。

○ 座間味 薫 議長 日程第6. 「議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第50号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年12月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

国民健康保険税に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による基礎控除額相当分の基準額の改正に伴い、条例の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

_____を超えない世帯に係る

納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u> _____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>3～14 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」 _____とする。</p> <p>3～14 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村国民健康保険税条例(昭和47年条例第46号)の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正の概要については、福祉保健課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての概要をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正等に伴い所要の改正を行うものです。主な内容につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げるもので、現行33万円から43万円への改正となります。なお、施行日につきましては、令和3年1月1日。詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧ください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 「議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第51号

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和2年12月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第1項の規定に基づき、鳥獣による被害の防止を目的として、条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例

（設置）

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、鳥獣被害防止のため今帰仁村鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

（職務）

第2条 実施隊は、次に掲げる職務を行う。

（1） 鳥獣の捕獲及び追い払いに関すること。

- (2) 鳥獣の生息状況、被害等の情報収集に関すること。
- (3) 鳥獣による被害の防止等に関すること。
- (4) その他鳥獣被害防止施策に関すること。

(実施隊)

第3条 実施隊は、鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）から組織する。

2 実施隊員は次に掲げる全ての要件を満たす者から村長が委嘱する。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による狩猟免許を所持している者
- (2) 今帰仁村有害鳥獣対策協議会から推薦を受けた者
- (3) 今帰仁村鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者

3 前項に掲げる実施隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

4 実施隊員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(服務)

第4条 実施隊員は法令等のほか、次に掲げる事項を遵守するとともに、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は村の不名誉となる行為を行わないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第5条 村長は、実施隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律のほか、関連法令に違反したとき。
- (2) その他村長が特に解任することが必要と認めるとき。

(出勤区域)

第6条 実施隊員の出勤する区域は、今帰仁村全域とする。

(報酬)

第7条 実施隊員には、年間12,000円の報酬を支給する。

(公務災害補償)

第8条 実施隊員が職務による災害を受けたときは、沖縄県市町村総合事務組合の非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第3号）の定めるところによりこれを補償する。

(庶務)

第9条 実施隊の庶務は、今帰仁村経済課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

概要については経済課長のほうから行いますので、よろしく願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定についてを説明いたします。

まず、今帰仁村はこれまで鳥獣被害防止特措法に基づき鳥獣被害対策実施隊の設置規則を定めて、その活動を行ってきました。ただ、農林水産省の指導では、隊員の報酬や公務災害、保障措置を条例で定めることとなっており、今議会において新たな条例を制定したいと思っています。なお、同条例制定後は今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置規則については廃止をしたいと考えております。実施隊の設置に当たっては、報酬や公務災害措置を条例で定める。あと、村長が実施隊員を委嘱する。職務含む解任要件、出動区域を明記するという理由で提案したいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第52号 物品購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第52号

物品購入契約について

今帰仁村防災倉庫等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 品名及び数量 | 防災倉庫3台及び備蓄食料等 |
| 2 購入の目的 | 大規模災害に備え、必要な物品を購入する |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 20,592,583円 |
| 5 契約の相手方 | 沖縄県那覇市宇栄原3丁目16番53号
鈴繁工業
代表者 向島 繁樹 |

令和2年12月7日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村防災倉庫等購入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

次ページに物品売買契約書を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

概要についてご説明申し上げます。議案第52号 物品購入契約について、沖縄県において大規模災害が発生した場合、港湾、空港、道路が復旧するまでの間、外国人観光客を含む多くの観光客が沖縄県内、本村内に足止めとなり、観光避難民となることが想定される。このため、観光客の安全と安心を確保するために観光避難民に対する防災対応を進めることにより、安全安心な観光地の形成を促進し、沖縄県本村の観光振興に資するため、防災倉庫等の購入を進めるものでございます。沖縄観光防災力強化支援事業を活用し、今年度は兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校敷地内に防災倉庫を整備し、備蓄食料80セット、毛布120枚、簡易トイレ10セットを購入いたします。補助率については10分の9となっております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 日程第9. 「議案第53号 令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ **我那覇隆文 総務課長**

議案第53号

令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,460万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,124万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月7日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		641,213	40,090	681,303
	1 村 民 税	210,977	21,078	232,055
	2 固 定 資 産 税	343,519	19,012	362,531
12 交通安全対策特別交付金		1	586	587
	1 交通安全対策特別交付金	1	586	587
13 分担金及び負担金		28,900	75	28,975
	2 負 担 金	28,897	75	28,972
14 使用料及び手数料		45,569	809	46,378
	1 使 用 料	26,992	809	27,801
15 国庫支出金		2,121,435	41,324	2,162,759
	1 国庫負担金	478,341	35,893	514,234
	2 国庫補助金	1,640,070	5,325	1,645,395
	3 国庫委託金	3,024	106	3,130
16 県支出金		937,882	5,533	943,415
	1 県負担金	273,024	14,060	287,084
	2 県補助金	623,448	△8,527	614,921
17 財産収入		23,870	284	24,154
	1 財産運用収入	23,020	284	23,304
18 寄附金		82,135	38,095	120,230
	1 寄 附 金	82,135	38,095	120,230
19 繰入金		519,170	50,210	569,380
	1 繰 入 金	519,170	50,210	569,380
21 諸収入		168,400	5,097	173,497
	4 雑 入	113,413	5,097	118,510
22 村 債		305,270	△17,500	287,770
	1 村 債	305,270	△17,500	287,770
歳 入 合 計		7,316,637	164,603	7,481,240

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		70,838	114	70,952
	1 議 会 費	70,838	114	70,952

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,275,312	45,668	1,320,980
	1 総務管理費	1,117,698	44,716	1,162,414
	2 徴税費	94,466	814	95,280
	3 戸籍住民登録費	37,804	1,189	38,993
	4 選挙費	19,647	△1,051	18,596
3 民生費		3,029,963	89,413	3,119,376
	1 社会福祉費	2,217,074	50,477	2,267,551
	2 児童福祉費	812,889	38,936	851,825
4 衛生費		466,231	24,177	490,408
	1 保健衛生費	228,071	24,177	252,248
6 農林水産業費		453,649	△11,459	442,190
	1 農業費	358,449	△11,459	346,990
7 商工費		345,146	2,321	347,467
	1 商工費	345,146	2,321	347,467
8 土木費		389,753	1,917	391,670
	1 土木管理費	12,491	29	12,520
	2 道路橋梁費	219,622	1,238	220,860
	3 河川費	100,500	0	100,500
	4 港湾費	20,505	0	20,505
	5 住宅費	36,635	650	37,285
10 教育費		713,280	12,452	725,732
	1 教育総務費	143,879	1,063	144,942
	2 小学校費	145,474	3,222	148,696
	3 中学校費	71,147	17	71,164
	5 社会教育費	190,659	△427	190,232
	6 保健体育費	162,071	8,577	170,648
歳出合計		7,316,637	164,603	7,481,240

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 11,100	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 10,900	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
漁村地域整備交付金事業	10,100	〃			10,100	〃		
水産環境整備事業	400	〃			400	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,300	〃			4,500	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃			18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	55,900	〃			38,400	〃		
湧川第2団地新築事業	8,100	〃			8,100	〃		
臨時財政対策債	89,270	〃			89,270	〃		
総合活用整備事業(災害)	3,300	〃			3,300	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	12,000	〃			12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃			13,100	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	70,000	〃			70,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	9,600	〃			9,600	〃		
合 計	305,270		287,770					

総括については企画財政課長のほうからご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第53号 令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について、歳入歳出とも節におきまして、300万円以上の増減について説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。1款村税、1項村民税、1目個人、補正額が2,107万8,000円でございます。1節現年課税分の所得割で2,107万8,000円によるものでございます。

続いて10ページをお願いします。2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1,901万2,000円は、1節現年課税分におきまして、家屋の874万4,000円と償却資産の745万3,000円が主なものでございます。

続いて14ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額は3,589万3,000円でございます。5節の身体障害者福祉費負担金で1,700万円でございますが、そのうち身体障害者福祉費負担金、障害福祉サービス費のほうで1,500万円の計上が主なものでございます。続いて13節の子どものための教育・保育給付費負担金1,697万円は、施設型給付費で1,535万4,000円が主なものでございます。

続いて15ページをお願いします。同じく2項の国庫補助金で2目民生費国庫補助金、補正額462万5,000円でございますが、7節の児童福祉費補助金の374万7,000円は、3段目にあります放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス特例措置分）の205万3,000円が主なものでございます。

続いて17ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額の1,406万円は2節におきまして身体障害者福祉費負担金の850万円のうち、障害福祉サービス費の750万円が主なものであります。13節子どものための教育・保育給付費負担金507万9,000円の計上は、施設型給付費で492万5,000円が主なものであります。

続いて18ページをお願いします。16款2項4目の農林水産業費県補助金、補正額はマイナス1,261万2,000円でございます。そちらのほうは9節の沖縄振興特別推進交付金のマイナス1,287万2,000円でございますが、そのうち新規就農一貫支援事業のマイナス1,328万2,000円が主なものであります。

続いて20ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額3,809万5,000円は、1節寄附金の3,809万5,000円でございますが、そのうち今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄付金から3,779万5,000円の計上が主なものであります。

続いて21ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額5,021万円は1節繰入金の5,021万円でございますが、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の370万円、今帰仁村公共施設等総合管理基金の340万円と、同節で財政調整基金の4,311万円によるものでございます。

22ページをお願いします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額509万7,000円は2節雑入の1,509万7,000円でございますが、そのうち2段目の雑入（福祉保健課）のその他事業に関する精算償還金1,249万4,000円でございますが、そちらのほうが主なものであります。下の段の4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料、マイナス1,000万円は今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の1,000万円の減額の計上によるものでございます。

続いて23ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債、補正額マイナス1,750万円は、1

節総務債の沖縄振興特別推進交付金事業のマイナス1,750万円の計上によるものでございます。

次に歳出に移ります。25ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費になります。補正額3,880万5,000円は、24節積立金3,880万5,000円でございますが、そちらのほうは下の段にあります今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金3,779万5,000円が主なものであります。

続いて31ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,400万円は、27節繰出金の1,394万5,000円の計上でございますが、そのうちその他繰出金の1,310万5,000円が主なものであります。下の段になります。4目身体障害者福祉費、補正額は3,792万5,000円です。節としましては次のページになります。19節扶助費3,400万円の計上でございますが、そのうち社会福祉サービス費3,000万円と障害児施設措置費（給付費等）で400万円によるものでございます。

続いて34ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額618万2,000円は18節負担金、補助及び交付金で615万9,000円でございますが、そちらのほうは放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス特例措置分）で615万9,000円が主なものであります。

続いて35ページ、3目保育所費、補正額385万6,000円は10節需用費の359万4,000円でございますが、そのうち電気料の140万円の計上と賄材料費（給食食材）の150万円が主なものであります。

続いて5目保育運営事業、補正額2,482万3,000円は、12節委託料で2,300万円でございますが、その中の子どものための教育・保育給付費負担金2,300万円によるものでございます。

次、37ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道事業費、補正額2,000万円、27節繰出金の水道事業繰出金の2,000万円によるものでございます。

38ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額マイナス1,128万2,000円は18節の負担金、補助及び交付金の新規就農一貫支援事業、マイナス1,328万2,000円によるものでございます。

続いて40ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、下の段にあります5目景観形成強化事業、補正額は105万6,000円でございますが、そのうち14款工事請負費でマイナス838万7,000円でございます。そちらのほうは景観形成強化事業のマイナス838万7,000円の計上によるものでございます。

それと次のページの16節公有財産購入費、景観形成強化事業で1,138万7,000円の計上によるものでございます。21節補償、補填及び賠償金、マイナスの計上でございますが景観形成強化事業のマイナス300万円によるものと、続いて6目の観光力基盤強化事業、補正額マイナス300万円は18節負担金、補助及び交付金の観光力基盤強化事業（経済課）のマイナス300万円の計上によるものでございます。

続いて48ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額397万6,000円は10節需用費の320万8,000円でございますが、そちらのほうは電気料の200万円が主なものでございます。

続いて54ページをお願いします。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、補正額が768万8,000円でございますが、10節需用費におきまして673万9,000円になります。その内訳としましては、賄材料費（給食食材）の359万7,000円が主なものでございます。

以上で歳入歳出の節における300万円以上の増減の説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第54号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正

予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第54号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,056万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,055万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		264,657	421	265,078
	1 国民健康保険税	264,657	421	265,078
6 県支出金		1,295,493	26,200	1,321,693
	1 県補助金	1,295,492	26,200	1,321,692
10 繰入金		161,212	13,945	175,157
	1 他会計繰入金	161,210	13,945	175,155
歳入合計		1,739,985	40,566	1,780,551

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,019	0	34,019
	1 総務管理費	32,629	162	32,791
	2 徴収費	1,314	△162	1,152

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,244,644	27,461	1,272,105
	1 療養諸費	1,045,412	1,000	1,046,412
	2 高額療養費	189,166	25,100	214,266
	3 移送費	2	100	102
	4 出産育児諸費	7,564	1,261	8,825
3 国民健康保険事業費納付金		429,380	4,308	433,688
	1 医療費給付分	312,249	5,324	317,573
	2 後期高齢者支援金等分	82,635	△1,996	80,639
	3 介護納付金分	34,496	980	35,476
6 保健事業費		24,603	0	24,603
	1 保健事業費	15,660	0	15,660
	2 特定健康診査等事業費	8,943	0	8,943
9 諸支出金		3,602	8,797	12,399
	1 償還金及び還付加算金	3,602	8,797	12,399
歳出合計		1,739,985	40,566	1,780,551

総括については、福祉保健課長のほうからご説明申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 議案第54号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について、ご説明いたします。今回、歳入歳出それぞれ4,056万6,000円の増額補正となります。内訳については、節において300万円以上の補正額の増減があるものについてご説明させていただきます。

お手元の6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の2,620万円の補正額は、1節の普通交付金によるものでございます。

次ページをご覧ください。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金の1,394万5,000円の補正額は、6節その他一般会計繰入金の1,310万5,000円が主な増額の理由となります。

11ページをお開きください。続きまして歳出の説明となります。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費の2,500万円の補正額は、18節負担金、補助及び交付金の一般被保険者高額療養費によるものでございます。

14ページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付分、1目一般被保険者医療費給付分の445万9,000円の補正額は、18節負担金、補助及び交付金の一般被保険者医療費給付分によるものでございます。

次ページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分のマイナス231万3,000円の補正額は、18節負担金、補助及び交付金の一般被保険者後期高齢者支援金等分によるものでございます。

19ページをお開きください。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、10目償還金の879万7,000円の補正額は22節償還金、利子及び割引料の令和元年度分保険給付費等交付金、償還金によるものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第11. 「議案第55号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第55号

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,874万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		57,928	871	58,799
	1 後期高齢者医療保険料	57,928	871	58,799
歳入合計		97,869	871	98,740

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,307	0	3,307
	1 総務管理費	3,287	0	3,287

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		94,486	841	95,327
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	94,486	841	95,327
4 諸支出金		75	30	105
	1 償還金及び還付加算金	74	30	104
歳出合計		97,869	871	98,740

総括については、お目通しをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 「議案第56号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

議案第56号

令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

令和2年12月7日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

詳細については、担当課長から説明をさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 議案第56号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度今帰仁村水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	397,260千円	23,223千円	420,483千円
第2項 営業外収益	173,356千円	23,223千円	196,579千円
	支	出	
第1款 事業費	422,125千円	4,811千円	426,936千円
第1項 営業費用	383,921千円	3,500千円	387,421千円
第2項 営業外費用	37,180千円	1,300千円	38,480千円
第3項 特別損失	24千円	11千円	35千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,302万5,000円は過年度分損益勘定留保資金4,352万5,000円と当年度分損益勘定留保資金2,950万円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	112,675千円	△100千円	112,575千円
第1項 建設改良費	31,673千円	600千円	32,273千円
第2項 企業債償還金	80,000千円	△700千円	79,300千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
70,000千円	20,000千円	90,000千円

令和2年12月7日
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

予算に関する説明書を添付しておりますので、お目通しください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の推薦候補者として推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 座間味 靖
生年月日 昭和一年一月一日（一歳）
任 期 令和3年7月1日～令和6年6月30日

令和2年12月7日提出
今帰仁村長 久田浩也

提案理由

前任者の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、本案を提出します。

次ページに履歴書を添付してございますので、お目通しください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 「現場踏査」についてを議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査は散会後に午後から行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（散会時刻 午前11時25分）